

市第 114 号議案

横浜市消防団の設置等に関する条例の一部改正

横浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市消防団の設置等に関する条例（昭和38年10月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表横浜市寿消防団の項及び横浜市大岡消防団の項を次のように改める。

横浜市南消防団	南区の区域
---------	-------

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市寿消防団及び横浜市大岡消防団を統合し、これらを横浜市南消防団とするため、横浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市消防団の設置等に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（消防団の設置等）

第 2 条 （第 1 項省略）

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
(省 略)	
横浜市南消防団 横浜市寿消防団	<p>南区の区域</p> <p>南区の区域のうち浦舟町、永楽町、榎町、庚台、唐沢、共進町、山王町、山谷、清水ヶ丘、宿町、白金町、白妙町、新川町、高砂町、高根町、中村町、西中町、八幡町、花之木町、日枝町、東蒔田町、伏見町、二葉町、平楽、堀ノ内町、蒔田町、前里町、真金町、万世町、南太田一丁目、南太田二丁目、南太田三丁目、南太田四丁目、南吉田町、三春台、宮元町、睦町、吉野町</p>
横浜市大岡消防団	<p>南区の区域のうち井土ヶ谷上町、井土ヶ谷下町、井土ヶ谷中町、大岡一丁目、大岡二丁目、大岡三丁目、大岡四丁目、大岡五丁目、大橋町、弘明寺町、通町、中里町、中里一丁目、中里二丁目、中里三丁目、中里四丁目、中島町、永田北一丁目、永田北二丁目、永田北三丁目、永田山王台、永田台、永田東一丁目、永田東二丁目、永田東三丁目、永田南一丁目、永田南二丁目、永田みなみ台、別所一丁目、別所二丁目、別所三丁目、別所四丁目、別所五丁目、別所六丁目、別所七丁目、別所中里台、六ツ川一丁目、六ツ川二丁目、六ツ川三丁目、六ツ川四丁目、若宮町</p>
(省 略)	